

マンション管理セミナー

テーマ:「川口市マンション管理適正化推進条例」について

令和4年4月施行 (主管部署:川口市都市計画部 住宅政策課)

開催日時:令和4年7月24日(日)

14時~15時30分

会場:かわぐち市民パートナーステーション1・2・3 会議室

(川口市川口1-1-1 キュポ・ラ本館棟 M4階)

対象:区分所有マンション(分譲マンション)

条例で定めた3つのポイント

- ・ポイント 1:分譲マンションの管理状況の定期報告
- ・ポイント 2:防災体制認定マンション制度
- ・ポイント 3:管理組合・居住者同士のコミュニティや地域とのコミュニティの形成

条例では、市や管理組合等の債務を規定しています。

・各主体の責務(市の債務・管理組合の債務・区分所有者の債務)

・申し込み:先着順につき定員なり次第終了。定員数は当協議会ホームページをご覧ください。

・受付:かわぐち市民パートナーステーション内、川口市マンションコミュニティ連絡協議会

☎ 048-227-7633 E-mail volun@city.kawaguchi.saitama.jp

申込:電話・FAX・メールでお申し込み下さい (メール又はFAXが一番嬉しいです!)

※会員の方は、氏名・マンション名・緊急時連絡先で結構です。

注意:初めての方はコロナ禍にてもしもの時の緊急時連絡先をご記入願います。

氏名	
マンション名	
ご住所	
E-mail	
緊急時連絡先 (電話)	

<http://kmc-rk.org>

詳しくはこちらのホームページで



FAX. 048-226-7718